

令和3年度公益財団法人船橋市医療公社事業報告書

第 4 2 期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

法人の全体的事項

当法人は、船橋市と社団法人船橋市医師会（当時）の出捐により、船橋市の保健衛生行政を補完する重要な協力機関として昭和55年3月31日に財団法人船橋市医療公社として設立されたもので、平成30年3月まで主に市の健診事業を実施しました。

平成24年4月からは船橋市夜間休日急病診療所の1期目の、平成29年4月からは2期目の指定管理者として管理運営を行ってきました。令和4年4月以降についても引き続き3期目の指定管理者として当診療所の管理運営を行ってまいります。

なお、平成25年4月1日からは公益法人制度改革関連法の施行に伴い公益財団法人に移行しました。

事業概要

当法人は、公益法人として夜間及び休日における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者として、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を（一社）船橋市医師会、（一社）鎌ヶ谷市医師会及び（一社）船橋薬剤師会並びに会員の協力を得て実施しました。

事業内容

公益目的事業

1 夜間休日急病診療所事業

(1) 夜間休日急病診療所の管理運営

年間（365日）を通じた管理運営を実施しました。

(2) 夜間休日急病診療所の運営に係る市との協議

夜間休日急病診療所の環境整備及び運営方針について市と協議を行いました。

(3) その他

新型コロナウイルス感染への不安から受診を控える状況となり、大幅に受診者数が減少したため、令和2年6月1日から当面の間、外科診療及び深夜帯診療を休診しました。

- ・ 受診者数 延べ 3, 138人
- ・ 月別、時間帯別受診者数

区分 月別	①休日	②前準夜	③平日前 準夜	④準夜	⑤深夜	合計
令和3年 4月	56人	44人	53人	45人	0人	198人
5月	119人	66人	63人	48人	0人	296人
6月	43人	49人	92人	43人	0人	227人
7月	157人	120人	113人	85人	0人	475人
8月	86人	56人	91人	59人	0人	292人
9月	38人	49人	51人	48人	0人	186人
10月	32人	43人	82人	45人	0人	202人
11月	54人	61人	66人	43人	0人	224人
12月	84人	68人	103人	54人	0人	309人
令和4年 1月	127人	82人	71人	61人	0人	341人
2月	40人	56人	47人	53人	0人	196人
3月	39人	44人	73人	36人	0人	192人
合計	875人	738人	905人	620人	0人	3,138人

(区分)

- ① 休日 (日・祝休日・年末年始) (9時～17時)
小児科
- ② 前準夜 (土・日・祝休日・年末年始) (18時～21時)
小児科
- ③ 平日前準夜 (平日) (20時～23時)
小児科
- ④ 準夜 (土・日・祝休日・年末年始) (21時～24時)
内科 (小児科)・外科*
- (平日) (21時～23時)
内科・外科*

(2 3 時 ~ 2 4 時)

内科 (小児科) ・ 外科 *

⑤ 深夜 (平日 ・ 土 ・ 日 ・ 祝休日 ・ 年末年始)

(0 時 ~ 6 時) *

内科 (小児科) ・ 外科

* 令和 2 年 6 月 1 日 準夜 から 休診

【 附属明細書の作成について 】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 3 4 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しない。